

平成 26 年度

中小水力発電開発事業

公 募 要 領

平成 26 年 4 月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

( N E P C )

## 補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会（以下「協議会」という。）の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、当協議会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、当協議会の補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当協議会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当協議会から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協議会の承認を受けなければなりません。なお、当協議会は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当協議会として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当協議会から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

## 目 次

	ページ
1. 中小水力発電開発事業の概要	1～6
2. 事業のスキーム及び予算	7
3. 実施方法	8～12
4. 審査方針	13
5. 年間予定表	14
6. 公募期間及び書類提出先	15
7. 提出書類	16～37
8. 参考資料	
・補助事業における利益等排除について	38～40

## 1. 中小水力発電開発事業の概要

### 1 - 1. 背景

内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るため、環境負荷の小さい純国産エネルギーである一般水力の開発を積極的に推進する必要があります。

しかし、一般水力は、開発地点の小規模化・奥地化に伴い建設単価が増大し、発電原価が割高で経済性が劣る等の課題があり、開発可能な潜在量に限界はありますが、環境負荷の小さい純国産エネルギーとして、エネルギーセキュリティの確保、地球温暖化防止の観点からその開発導入が必要となっています。

### 1 - 2. 目的

内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るため、環境負荷の小さい純国産エネルギーである一般水力の開発を積極的に推進する必要がありますが、水力発電は初期投資が大きく、かつ、初期の発電原価が他の電源と比較して割高であり経済性に劣ります。このように経済性の劣る中小水力発電施設の設置等に要する費用に対し、建設費の一部を補助することにより初期発電原価を引き下げることによって開発の促進を図り、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に資することを目的としています。

また、近年、台風等による異常出水により、水力発電施設の損壊が生じていますが、こういった事業者等の責に帰すことができない損壊の復旧に伴って水車・発電機の改造を行い、出力が増加する場合についても、本補助金交付の対象としています。

### 1 - 3. 事業の内容

水力発電施設（揚水式を除く。）のうち、以下のものの設置等を行う事業に対して、経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を行います。

#### （1）補助対象事業

今年度の補助対象事業は、平成22年度以前に交付決定を受けた事業で下記要件を満たすものであります。

##### ①水力発電施設の設置等事業

- イ) 出力が1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電施設の設置を行う事業
- ロ) 出力が1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電施設の改造を行う事業
  - ・ダムの改造であって、貯水池又は調整池の有効容量の変更を伴い、出力又は発電電力量を増加させるもの。
  - ・取水設備、導水路、水圧管路又は放水路の改造であって、通水容量の変更を伴い、出力又は発電電力量を増加させるもの。
  - ・水車又は発電機の改造であって、20%以上の出力の変更を伴うもの又は施

設の所有者若しくは管理者その他の責に帰すことができない事由による損壊（以下、「天災事由による損壊」という。）の復旧に伴い、100kW以上の増出力を伴うもの。

- ・貯水池又は調整池の改造であって、有効容量の変更を伴い、出力又は発電電力量を増加させるもの。

## ②水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業

- ・出力が1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電施設の設置又は改造に当たり新技術の導入を行う事業。

## (2) 補助対象事業者

一般電気事業者、公営電気事業者等卸供給事業者、卸電気事業者、特定規模電気事業者、特定電気事業者、自家用発電所を設置する者のうち、確度の高い計画をもって補助対象事業を行う者。

ここで確度の高い計画とは、原則として次のものをいいます。

- ① 補助対象発電所の設置にあたり、電気事業法第29条の「供給計画の届出」を受理されたもの
- ② 補助対象発電所に係る電気の供給について、電気事業法施行規則第3条に基づき一般電気事業者等との間で契約したもの。卸電気事業者にあつては、一般電気事業者等との間で受電同意を得たもの
- ③ 事業用電気工作物の設置にあたり、電気事業法第48条の「工事計画の届出」を受理されたもの

①～③による扱いが困難であると認められる理由があり、かつ以下の要件を満足する場合には確度の高い計画として取り扱います。

- ・発電事業計画を公表しており、計画の内容が明確かつ具体的であるとともに、事業の遂行に必要な権利確保が順調なもの

## (3) 補助対象経費

補助対象経費は、「水力発電施設の設置等事業」と「水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業」に要する費用のうち、下記に示す補助対象経費の範囲内で相当と認められるものとします。

### ①水力発電施設の設置等事業

費目	内 容
土地	発電所、水路、貯水池又は調整池、その他
建物	発電所、その他
水路	えん堤、取水口、導水路、沈砂池、水槽、水圧管路、放水路、雑工事

貯水池	えん堤、雑工事
調整池	えん堤、雑工事
機械装置	水車、発電機、主要変圧器、配電盤開閉装置、自動制御装置、屋外鉄構諸機械装置、基礎
諸装置	通信電燈電力装置、雑装置等
送変電設備	土地、建物、架空電線路、地中電線路、保安開閉装置、保安通信装置、機械装置、諸装置、備品、無形固定資産 但し、送配電系統への連系に必要なものに限る。
備品	耐用年数1年以上で、かつ取得価格が1万円以上の物品
無形固定資産	ダム使用権、水利権等
共有設備	共同事業費負担金
総係費	仮設備、工事用電力費、測量及び調査費、仮設備費、補償費、建設中利子、建設分担関連費、雑係費

②水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業

費目	内容
水路	えん堤、取水口、導水路、沈砂池、水槽、水圧管路、放水路、雑工事
機械装置	水車、発電機、主要変圧器、配電盤開閉装置、自動制御装置、屋外鉄構諸機械装置、基礎
諸装置	通信電燈電力装置、雑装置等
備品	耐用年数1年以上で、かつ取得価格が1万円以上の物品
総係費	仮設備、工事用電力費、測量及び調査費、仮設備費、補償費、建設中利子、建設分担関連費、雑係費
導入試験に係わる費用	導入試験に係わる費用

(4) 補助率等

出力規模等	補助率
①水力発電施設の設置等事業 a. 5,000kW以下 b. 5,000kW超30,000kW以下  ただし、天災事由による損壊の復旧に伴う、水車又は発電機の改造であって、100kW以上の増出力の場合は以下による  c. 増加後の出力が5,000kW以下 ・ 出力増加割合20%以上	20%を限度とする 10%を限度とする          20%を限度とする

<ul style="list-style-type: none"> <li>出力増加割合 20%未満</li> </ul> <p>d. 増加後の出力が 5,000kW 超 30,000kW 以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出力増加割合 20%以上</li> <li>出力増加割合 20%未満</li> </ul> <p>②水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新技術を導入した部分</li> </ul> <p>③平成 10 年度迄に採択された事業</p>	<p>*出力増加割合を限度とする</p> <p>10%を限度とする</p> <p>*出力増加割合の 1/2 を限度とする</p> <p>50%を限度とする</p> <p>採択された時点の補助率を限度とする</p>
--	--

(注) \* : 出力増加割合とは、増出力（改造後出力－改造前出力）を元の出力（改造前出力）で除した値をいう。

### 【補助率の具体例】

天災事由による損壊の復旧に伴う、水車又は発電機の改造の場合には、増加後の出力に応じて補助率の限度が異なります。出力が 10%増加する場合において、増加後の出力が 5,000kW 以下であれば 10%の補助率、増加後の出力が 5,000kW 超～30,000kW 以下であれば 5%の補助率となります。

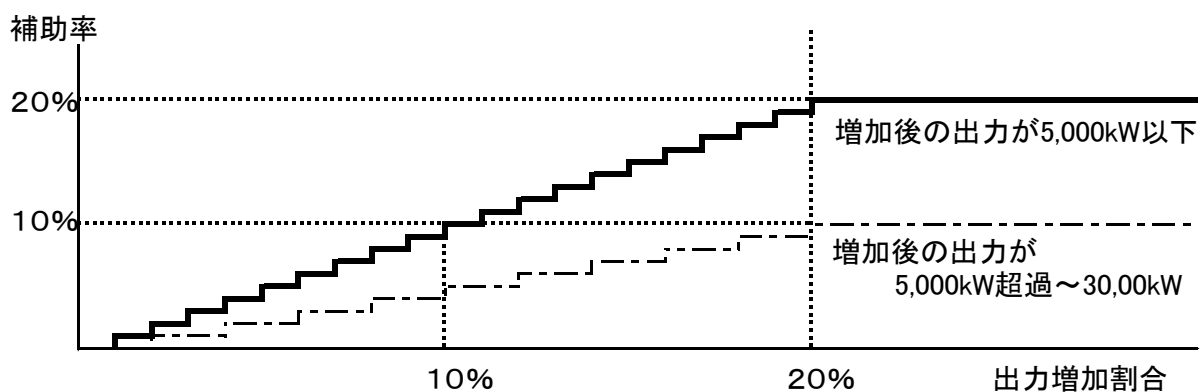
なお、出力増加割合に比例して定める補助率は、出力増加割合 (%) の小数点以下を切り捨てた値を限度とします。

《 具体的な計算例 》

既設 2,400kW の設備を改造し、出力を 200kW 増加して 2,600kW の設備にする場合

$$\frac{200 \text{ kW}}{2,400 \text{ kW}} = 8.333\cdots (\%)$$

となり、補助率は小数点を切り捨てた 8%となる。



## 【特例措置について】

特例措置の適用の要件として、以下の適用要件を満足すれば、さらに10%を加えた率の特例措置の適用を申請することができます。なお、補助事業開始の初年度に特例措置の適用について交付の決定を受けた場合は、次年度以降においても適用します。

### 《適用要件》 経済性が著しく低い事業

上記「①水力発電施設の設置等事業」のうち経済性が著しく低い地点について、以下に示す「①経済性の評価要件」に該当するものであって、かつ、「②妥当性の評価要件」のイ) 又はロ) のいずれかに該当するものとします。

ただし、天災事由による損壊の復旧に伴う、水車又は発電機の改造の場合を除きます。

#### ① 経済性の評価要件

当該設置等の行われる水力発電施設の建設単価（総建設費（円）／年間可能発電電力量（kWh））が電気事業法（昭和39年法律第170号）第29条第1項の規定に基づき提出される至近年度の供給計画に掲げる新規地点のうち一般電気事業者による一般水力開発地点の代表的建設単価に1.2を乗じて得た金額（以下「評価要件建設単価」という。）を超えること。〔具体的な金額については協議会にお問合せ下さい。〕

#### ② 妥当性の評価要件

イ) 当該水力発電施設の設置等の行われる地点が遊休落差活用地点、総合開発計画地点又は再開発地点に該当し、かつ、当該設置等が水資源の有効活用に資するものであること。

##### ・ 遊休落差活用地点

当該地点において遊休落差を最大限活用しており、事業者の努力が伺えるもの

##### ・ 総合開発計画地点又は再開発地点

国土総合開発法に基づく国又は地方公共団体の施策である総合開発計画、再開発計画に該当する地点

ロ) 地元から強い開発要請がある等当該水力発電施設の設置等に係る計画の熟度が高いものであること。

##### ・ 地元から強い開発要請

地方公共団体（地方公共団体の長、議会議長）からの建設促進要望書等

##### ・ 計画の熟度が高い

工事着工に向けた環境整備（権利確保、行政処分等）で大きな問題がなく、準備段階において機が熟しているもの



## 【その他】

前記「③平成10年度迄に採択された事業」は、具体的には以下の補助率とします。

[平成5年度迄に申請した地点の補助率]

出力規模等	補助率
① 5,000kW以下	15%
② 5,000kW超20,000kW以下	10%
③ 20,000kW超50,000kW以下	5%

(特例措置適用地点：上記補助率に5%の上乗せ)

[平成6年度から申請した地点の補助率]

出力規模等	補助率
① 5,000kW以下	20%
② 5,000kW超20,000kW以下	10%

(特例措置適用地点：上記補助率に10%の上乗せ)

(注) 継続事業の補助率については、原則採択時の補助率を限度として次年度以降も採用します。

## (5) 事業期間

補助事業として採択する事業期間は、単年度となります。

事業が設備・機器製作、設置工事等の関係で複数年度に亘る場合は、以下に示す期間以内で複数年度事業として申請することができます。

ただし、この場合でも単年度毎に当協議会へ補助金申請を行い、当協議会の採択決定を受ける必要があります。

また、初(前)年度の事業採択をもって次年度以降の採択が決定されるものではありません。

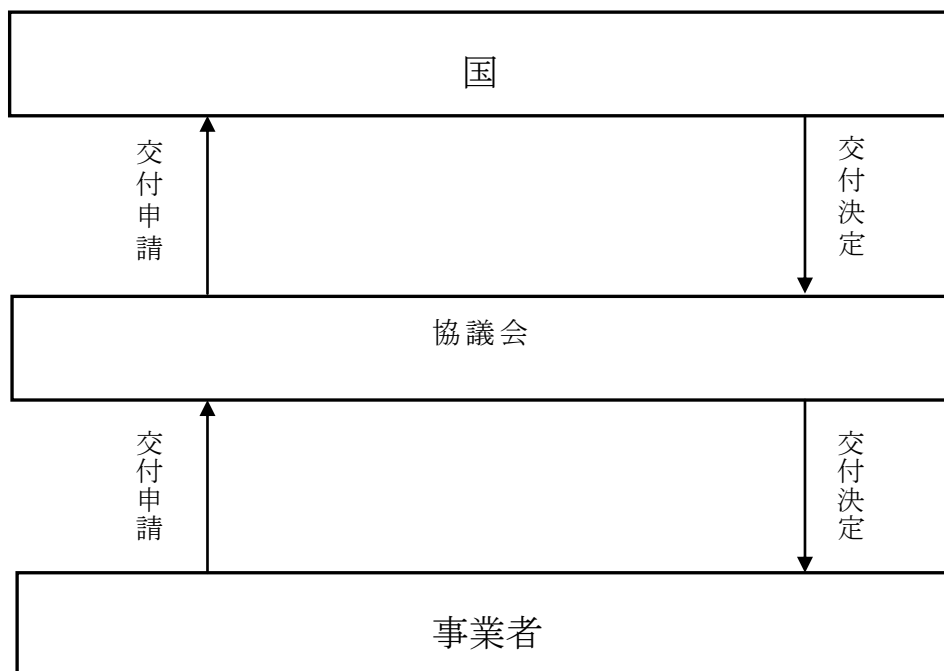
(複数年度の事業期間)

○原則ダム式およびダム水路式は10年以内、水路式は4年以内。

ただし、この期間を超える事業は審査委員会において個別に審査し、期間の妥当性を判断します

## 2. 事業のスキーム及び予算

### 2-1. 事業のスキーム



### 2-2. 予算（平成26年度）

- (1) 補助金名：中小水力・地熱発電開発費等補助金（エネルギー対策特別会計）
- (2) 平成26年度の公募予算額：約1,394百万円の一部を引き当てる。
- (3) 事業内容：水力発電施設（揚水式を除く。）の設置等を行う事業の実施に対し、当該事業に必要な費用の一部を補助する。

協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を、中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

### 3. 実施方法

本事業の申請に当たっては、「中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程」及び以下を熟読のうえ、申請して下さい。

#### (1) 事業の公募について

協議会は、中小水力・地熱発電開発費等補助金に係わる中小水力発電開発事業を実施するに当たり、補助金交付の申請期間、その他交付申請に必要な事項については、本公募要領、協議会ホームページ等に掲載した内容により公募を行います。

#### (2) 交付の申請について（交付規程第5条）

申請される事業者等は、以下の書類（正本1通及び副本（コピー可）1通）を提出して下さい。詳しくは、「7. 提出書類」（p.15）をご覧ください。

##### ① 交付申請書

当該年度における事業概要、補助対象経費、補助金交付申請額等を記載。

（注1）補助金の対象となる経費は、当該年度に行われる事業でかつ当該年度中に支払が完了するものとなります。

（注2）補助金交付申請額は、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して下さい。ただし、申請時点で消費税等仕入控除税額が明らかでない場合を除きます。

（注3）申請日は公募期間内の日付（平成26年4月14日（月）～5月22日（木））としてください。

（注4）継続事業は、原則として補助事業の開始予定日（様式1の7）を平成26年4月1日付けとしてください。

##### ② 実施計画書

事業全体に係る計画を記載。

##### ③ その他、協議会が指示する書類

#### (3) 交付の決定について（交付規程第3条、第6条）

協議会は、実施計画が交付規程に定める要件を満たしていると認められる事業について、予算の範囲内において交付の決定を行います。

#### (4) 補助事業の開始について

申請者は、協議会から「交付決定通知」を受けた後に初めて補助事業の開始（工事等の契約）が可能となります。

なお、申請者が補助事業を開始するに当たって注意していただきたい主な点

を以下に示します。また、協議会では、交付決定後に（５）以降の手続きについての「採択者説明会」の開催を予定しています。

① **新規事業の場合、工事等に係る契約（発注）日等は、協議会からの交付決定日以降であること。なお、複数年度に渡る事業であって、２年度目以降の場合は、この限りでない。**

② **補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札または見積もり合わせ（原則最終的に３社以上の見積書が必要）によって相手先を決定すること。** なお上記により難しい場合には、事前に協議会に相談するものとする。（事前相談がないものは補助対象と認めない場合もあり、継続事業者の方は特に注意のこと。）

③ 複数年度にわたる事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額が確認できるようにすること。

④ 補助対象外の工事等を併せて実施する事業の場合、補助対象経費とそれ以外を明確にする必要があるため、極力、別契約とすること。

⑤ 補助金は、当該年度における出来高及びそれに相当する支払額に対して交付するので、当該年度中に対価の支払（精算を含む。）が完了すること。

#### （５）補助事業の計画変更について（交付規程第９条）

申請者は、交付申請時の事業の内容を変更しようとするとき、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき、補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき、補助事業の全部若しくは一部を中止又は廃止しようとするときは、事前に協議会の承認を受ける必要があります。

なお、増額の計画変更は中小水力発電開発事業の予算内において、以下のものを対象とし、内容を個別に判断して決定します。

① 天災事由

地震、洪水等の天災事由による工事費等の増額。

② 共同事業者側の理由

国交省等のダムへ発電参加する事業で、ダム本体の計画、工程変更等による工事費等の増額。

③ 事前に予測不能な地質等が起因した理由

基礎掘削等において、地盤・法面等の弱部が見つかり、これに対応する増額。

④ その他

上記３項目に準じた止むを得ない理由により、事業者の責に帰すことができない増額。

#### (6) 補助事業の完了について

当該年度の補助事業に係る申請者の支出義務（補助対象経費全額）の**支出完了（精算を含む。）をもって、事業の完了とします。**

なお、協議会としての補助事業の完了は、申請者に対する「交付すべき補助金の額（確定額）」（次項(7)参照）の支出完了をもって成立し、当該年度中（3月末日迄）に完了させなくてはなりません。そのため、**申請者は、支出を原則2月末までに完了してください。**

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払は対象外となります。

#### (7) 実績報告及び額の確定について（交付規程第11条、第13条）

申請者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内、あるいは原則として平成27年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出して下さい。

協議会は、申請者から実績報告書の提出を受けた後、確定検査（書類審査及び現地検査等）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知します。

確定検査を行うに当たって申請者に用意していただく書類は、交付決定後に別途お知らせします。

また、確定した補助金額に消費税等仕入控除税額を含む場合には、当該事業年度の消費税及び地方消費税の申告により当該控除税額が確定したときは、速やかに報告書を提出して下さい。

#### (8) 補助金の支払いについて（交付規程第14条）

申請者は、協議会の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

ただし、必要があると認められる場合には、上記の方法によらないで、交付決定された補助金の一部について補助事業の期間内に概算払を受けることができます。

#### (9) 取得財産の管理について（交付規程第19条、第20条）

申請者は、補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については「取得財産等管理台帳」を整理し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的〔補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容〕に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協議会の承認を受ける必要があります。

したがって、申請者において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続きを行う必要が生じた場合は、一切の手続き（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「補助事業財産処分承認申請書」を提出して下さい。

なお、当協議会は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

#### (10) 採択発表等について

協議会は補助金の交付決定後に、事業者名、事業名、事業概要等を協議会ホームページ等で公開します。

なお、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れがあるものについては、原則公開しません。

#### (11) 利用状況等の報告について

補助事業で取得した財産等（取得財産等）の適正な管理のため、取得財産等の利用状況について、原則として、設備完成後の補助金支払いが有った翌月から3ヶ年度の間、以下の事項を報告して頂きます。提出方法及び報告様式は毎年5月頃補助事業者へ連絡します。

なお、報告期日は毎年6月末です。

- ① 平均使用水量
  - ② 発電量及び売電量
  - ③ 停止時間及び強制停止時間
  - ④ 設備利用率
- (① ～ ④は何れも月単位の集計データ)
- ⑤ 新技術の導入による発表・広報・実績

#### (12) アンケート調査について

補助事業の効果を把握する等の目的で、アンケート調査を行うことがありますので、ご協力下さい。

(13) 暴力団排除について

- ①暴力団排除に関する下記（※）に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
- ②補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記（※）のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものといたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けません。

※

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- ③遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることとなります。
- ④補助事業者等の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出してください。

## 4. 審査方針

### (1) 形式審査

- ① 補助金の交付の対象となるべき事業の実態が、具体的かつ明確に記載されていること
- ② 補助事業に要する経費が、原則として都道府県の基準単価・歩掛又は他の公共事業等の実施単価・歩掛若しくは諸種の物価版（「積算資料」、「建設物価」）等に基づいて算定されていること。なお、上記方法による算定が困難な場合は協議会にご相談ください。

### (2) 内容審査

- ① 補助事業の目的及び内容が、「中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程」に示す要件を満たしていること
- ② 補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画、行政処分の状況、電力会社との協議状況等）が整っており、準備が確実に行われていること
- ③ 申請者が、補助事業を的確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有していること
- ④ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費は含まないこと
- ⑤ 新技術の導入事業にあつては、当該技術の新規性が認められること。また、当該新技術が中小水力発電開発の合理化、コストダウン等に資することが認められること。

なお、審査の結果、新技術の導入事業に該当しないと判断した場合は、当該分を水力発電設備の設置等事業として審査を行うものとする。



## 5. 年間予定表

	年間予定	申請者	協議会
公募	公募開始 設置等事業 新技術の導入事業 4月14日 公募説明会 なし		
選考	公募締切 設置等事業 新技術の導入事業 5月22日          交付決定 (7月上旬を予定)	<pre>           graph TD             A[交付申請書提出] --&gt; B[審査]             B --&gt; C[個別ヒアリング実施]             C --&gt; D[審査委員会 (協議会または外部有識者)]             D --&gt; E[交付申請書審査、選考]             E --&gt; F["(国への交付申請)"]             F --&gt; G["(国からの交付決定)"]             G --&gt; H[交付決定通知]           </pre>	
事業の遂行・報告・検査・支払	採択者説明会 (7月中旬以降を予定)	<pre>           graph TD             I[事業開始] --&gt; J[中間報告]             J --&gt; K[実績報告]             K --&gt; L[精算払い]           </pre>	<pre>           graph TD             M[中間検査] --&gt; N["(概算払い)"]             N --&gt; O[確定]             O --&gt; P[検査]             P --&gt; Q[実績報告]             Q --&gt; R[精算払い]           </pre> <p>注) 新技術の導入事業については、別途指示するフォーマットにより、新技術に関する実績報告書を協議会へ提出。</p>

## 6. 公募期間及び書類提出先

### (1) 公募期間

- ・水力発電施設の設置等事業
  - ・水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業
- 4月14日(月)～5月22日(木)17:00〔協議会 必着〕

### (2) 提出先

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目13番2号  
イムーブル・コジマ2階  
一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
事務局 業務第三グループ グループ長 永野あて

### (3) 提出方法

持参または郵送等

※持参の場合は2階「案内」で受付を行い、その指示に従ってください。郵送の場合は、電話による受領確認をお願いします。

### (4) 問合せ先

事務局 業務第三グループ  
担当：永野、鶴谷  
TEL：03-5979-7701  
FAX：03-3984-8006

\* 本事業に対するお問合せは、土日祝日を除く業務時間  
(9:00～12:00、13:00～17:00)の間をお願いします。

## 7. 提出書類

下記資料のうち、実施する事業（設置事業、改造事業、新技術の導入事業）に該当するものをA4ファイルに綴じて、各2部提出して下さい。

### (1) 全ての事業に共通する申請書類 ページ

① 中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付申請書【様式1】 17～20

② 中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）に関する実施計画書【様式2】 21～27

- ・ 補助事業の計画概要説明書（別紙1）
- ・ 補助事業の実施計画表（別紙2）
- ・ 補助事業に係る行政処分等の状況（別紙3）
- ・ 事業経費の配分内訳（別紙4）
- ・ 補助事業の資金調達計画書（別紙5）

③ 消費税等仕入控除税額についての届出書【様式3】 28～30

- ・ 非課税事業者該当する場合（様式3-1）
- ・ 課税事業者該当する場合（様式3-2）
- ・ 特別会計による事業で特定収入割合が5%超の場合等（様式3-3）

④ 補助事業者等の役員等の名簿

### (2) 新技術の導入事業に係る申請書類

新技術の導入事業にあつては、上記申請書類の他に以下に示す書類を提出して下さい。

① 新技術の導入に関する内容説明書 31

② 新技術評価書 32

### (3) 特例措置に係る必要な書類

新規事業であつて特例措置の適用を受けようとする者は、以下に示す書類を提出して下さい。

① 特例措置に関する申請書【様式4】 33

② 特例措置適用関係資料 34

《参考》申請者名、代表者名変更届出書（文例1～3） 35～37

[交付申請後に申請者名が変更になった場合等]

① **審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。**

② **提出書類の返却はいたしません。**

③ 原則、公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。

様式 1

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 ○○ ○○ 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付申請書（発電所名）

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を、中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。



(別紙 1)

【水力発電施設の**設置等事業**の場合 (例)】

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付申請額
水力発電施設の設置等事業	000,000,000	000,000,000	10%	0,000,000
(消費税)	( )			
合計 (税込み合計)	000,000,000 ( )	000,000,000		0,000,000

補助対象経費と補助金の交付申請額は、千円未満以下切り

【水力発電施設の設置等に係る**新技術の導入事業**の場合 (例)】

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付申請額
事業費				
水力発電施設の設置等事業	000,000,000	000,000,000	10%	0,000,000
水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業	000,000,000	000,000,000	50%	0,000,000
小計	000,000,000	000,000,000		0,000,000
消費税				
設置等事業	(00,000)	—	—	—
新技術の導入事業	(00,000)	—	—	—
小計	(00,000)	—	—	—
合計 (税込み合計)	000,000,000 ( )	000,000,000		0,000,000

## (別紙 2)

## 【水力発電施設の設置等事業の場合 (例)】

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
水力発電施設の 設置等事業			000,000	000,000	0,000,000
(消費税)			(0,000)	(0,000)	(0,000)
合計 (税込み合計)			000,000 ( )	000,000 ( )	0,000,000 ( )

## 【水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業の場合 (例)】

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費					
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計	
事業費	水力発電施設の 設置等事業			000,000	000,000	0,000,000
	水力発電施設の設置等 に係る新技術の導入事業			000,000	000,000	0,000,000
	小計			000,000	000,000	0,000,000
消費税	設置等事業			(0,000)	(0,000)	(0,000)
	新技術の導入事業			(0,000)	(0,000)	(0,000)
	小計			(0,000)	(0,000)	(0,000)
合計 (税込み合計)			000,000 ( )	000,000 ( )	0,000,000 ( )	

様式 2

表 紙

平成〇〇年度 中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）に関する実施計画書

実施事業名

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇発電所建設事業」 ←注：申請書と同じ名称か確認下さい。

申請者の名称 〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県△△市……

連絡先 実務責任者 ←注：補助事業の事業遂行上の実務責任者（プロジェクトリーダーといった方）

所 属 〇〇〇部△△△課

役 職 名 〇〇〇

氏 名 〇〇〇 〇〇〇

（TEL：△△△-△△△-△△△△ [代] 内線△△△△）

（FAX：△△△-△△△-△△△△）

（Eメールアドレス：△△△@△△. △△. △△）

管理担当 ←注：補助事業諸連絡・手続きの窓口になる方

所 属 〇〇〇部△△△課

役 職 名 〇〇〇

氏 名 〇〇〇 〇〇〇

（TEL：△△△-△△△-△△△△ [代] 内線△△△△）

（FAX：△△△-△△△-△△△△）

（Eメールアドレス：△△△@△△. △△. △△）

経理担当

所 属 〇〇〇部△△△課

役 職 名 〇〇〇

氏 名 〇〇〇 〇〇〇

（TEL：△△△-△△△-△△△△ [代] 内線△△△△）

（FAX：△△△-△△△-△△△△）

注：補助事業の実施管理の体制がわかるものを添付してください。

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を、中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。





## 補助事業の計画概要説明書

(新規・継続)

○で囲んで下さい

水系及び使用河川名		水系名	取水河川名		放水河川名	
ダム及び水力発電施設名		ダム名	水力発電所名			
取水口位置		県	市	町	字	
発電所位置		県	市	町	字	
発電方式						
ダム	所在地	県	市	町	字	
	諸元	形式	堤高	堤頂長	堤体積	
使用水量 (m <sup>3</sup> /s)		最大	常時	常尖		
総落差 (m)		取水位	放水位	総落差		
有効落差 (m)		最大	常時	常尖		
出力 (kW)		最大	常時	常尖		
年間発電可能電力量		(MWh)				
取水設備		取水口の型式				
導水路		形式	亘長 (m)	内径 (m)		
放水路		形式	亘長 (m)	内径 (m)		
水圧管路		条数	長さ (m)	内径 (m)	(最大～最小)	総重量
機械装置	水車	種類	容量	(kW)	台数	
	発電機	種類	容量	(kVA)	台数	
	変圧器	容量	(kVA)	台数		
	送電方法	電力		線へ接続		
事業費 (税込み総額)	送電設備 除く	千円 (最大出力当たり 円/kW、年間発電可能電力量当たり 円/kWh) うち補助対象経費 千円 うち新技術の導入部分にあっては、補助率 50%以内の補助対象経費 千円				
	送電設備 含む	千円 (最大出力当たり 円/kW、年間発電可能電力量当たり 円/kWh) うち補助対象経費 千円 うち新技術の導入部分にあっては、補助率 50%以内の補助対象経費 千円				
多目的ダムにおける 共同費用配分			共同費用配分額 (千円)	配分率 (%)	備考	
		治水				
		農業				
		発電				
		水道				
		工水				
		計				
着工	年月	通水予定 年月	年月	発電開始 予定年月	一部： 年月 (kW) 全部： 年月 (kW)	完成予定 年月

(添付資料) 1. 補助事業の実施場所の位置図

2. 計画一般平面図、水路縦断図、主要施設の構造図(設計図)、設計書(工事金額)、計画概要図

(平面図・断面図等を記載した工事概要図面：A3/A4の1枚図面に各々まとめて下さい)、工事進捗状況図(継続事業は前年度迄・当該年度・次年度以降の工事内容が区別できる図面)等

(注)・用紙の大きさは、日本工業規格A列4判。

・上記に記載する諸元は電気事業法の工事計画届出書を参考に記載すること。



## 別紙 3

## 補助事業に係る行政処分等の状況

関係法律	許認可事項	申請年月日 又は 申請予定年月	許認可年月日 又は 許認可希望年月	備考
電気事業法	電気工作物の変更届出			
電気事業法	電気工作物の工事計画 の届出			
河川法	流水の占用の許可			
河川法	土地の占用及び 工作物の新築等の許可			
農地法	農地転用許可			
森林法	保安林の解除の申請 ・立木伐採許可			
自然環境保全法	自然環境保全地域内 の工作物の設置の許可			
自然公園法	国立、国定公園内の 工作物の設置の許可			
—	電力会社等との系統 連系に関する協議 (自家発の技術要件)			

- (注) 1 関係許認可について、その進捗状況を記入して下さい。  
 2 問題点があれば備考欄に具体的に記入して下さい。  
 3 上記例示以外にもあれば適宜記入して下さい。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判。

事業経費の配分内訳（当該年度）

（単位：円）

費目	事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付申請額	備考			
土地		設経①	設率	設申①＝設経①×設率	}			
建物		設経②	設率	設申②＝設経②×設率				
水路		設経③	設率	設申③＝設経③×設率				
	※	新経③	新率	新申③＝新経③×新率				
貯水池		設経④	設率	設申④＝設経④×設率				
	※	新経④	新率	新申④＝新経④×新率				
調整池		設経⑤	設率	設申⑤＝設経⑤×設率				
	※	新経⑤	新率	新申⑤＝新経⑤×新率				
機械装置		設経⑥	設率	設申⑥＝設経⑥×設率		}		
	※	新経⑥	新率	新申⑥＝新経⑥×新率				
諸装置		設経⑦	設率	設申⑦＝設経⑦×設率		}		
	※	新経⑦	新率	新申⑦＝新経⑦×新率				
送変電設備		設経⑧	設率	設申⑧＝設経⑧×設率				
備品		設経⑨	設率	設申⑨＝設経⑨×設率				
	※	新経⑨	新率	新申⑨＝新経⑨×新率				
無形固定資産		設経⑩	設率	設申⑩＝設経⑩×設率				
共有設備		設経⑪	設率	設申⑪＝設経⑪×設率				
総係費		設経⑫	設率	設申⑫＝設経⑫×設率	}			
	※	新経⑫	新率	新申⑫＝新経⑫×新率				
小計		設経①～⑫迄の合計		設申①～⑫迄の合計			}	
	※	新経③～⑫迄の合計		新申③～⑫迄の合計				
消費税								}
	※							
合計		設経①～⑫迄の合計		設申①～⑫迄の合計		}		
	※	新経③～⑫迄の合計		新申③～⑫迄の合計				

補助対象経費は  
千円未満切捨て

交付申請額は  
千円未満切捨て

補助対象経費の  
小計、合計の額  
に補助率を乗じ  
た額と一致しな  
くても可

（注1）当該年度について記載して下さい。

（注2）※ 新技術の導入を行う場合にあっては、補助率 50%の補助対象経費について※印のそれぞれの欄に記入して下さい。

別紙 5

補助事業の資金調達計画書

(単位：千円)

費目	総額	(前々)年度 迄 施行 済 額	(前)年度施行 額	(当)年度事業 費	(翌)年度予定 事業費	(翌々)年度予 定 事 業 費	(翌々)年度以 降 予 定 事業費	備 考
土地建物								
水路	※							
貯水池	※							
調整池	※							
機械装置	※							
諸装置	※							
送変電設備								
備品	※							
無形固定資産								
共有設備								
総係費	※							
小計	※							
消費税	※							
その他補助対象 以外の経費								
合								
資金調達内 訳	補助金							
	起債又は借入金							
	自己資金							
	その他							
合 計								

(注) 1. 新技術の導入を行う場合にあつては、補助率50%の補助対象経費について※印のそれぞれの欄に記載して下さい。

様式 3 - 1

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 ○○ ○○ 殿

住 所  
名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当しません(又は、しない見込みです)ので、経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る消費税等仕入控除税額については0円で申請いたします。

記

1. 対象期間：自 平成 年 月 日 } 事業年度  
至 平成 年 月 日 }

2. 該当する消費税法の条項：

(注) 当届出書の内容が該当する事業とは、以下の場合が考えられます。

- ・地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を実施する場合
- ・課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円以下の法人が事業を実施する場合
- ・地方公共団体が特別会計を設けて事業を実施する場合で、課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円以下である場合
- ・資本または出資の金額が1千万円未満の新設法人が事業を実施する場合
- ・社会福祉事業法第22条に規定する新設の社会福祉法人が事業を実施する場合等

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業)は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を、中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 ○○ ○○ 殿

住 所  
名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当し（又は、する見込みであり）、消費税等仕入れに係る税額については控除対象となりますので、経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る消費税等仕入控除税額については下記のとおり申請いたします。

「記」以下を別紙扱いでお願いいたします。

記

1. 対象期間：自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

} 事業年度

2. 消費税等仕入控除税額： ○○○円

場合により計算式も記載下さい。

（注）当届出書の内容が該当する事業とは、以下の場合が考えられます。

- ・課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える法人が事業を実施する場合
- ・資本または出資の金額が1千万円以上の新設法人（社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人を除く。）が事業を実施する場合
- ・地方公共団体が特別会計を設けて事業を実施し、課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合で、特定収入割合が5%以内となる場合
- ・課税事業者を選択する場合等

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を、中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。



消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 ○○ ○○ 殿

住 所  
名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当します（又は、する見込みです）が、消費税等仕入れに係る税額については、消費税法第 60 条第 4 項の規定により、特定収入割合が 5 % 超となり控除対象外となる見込みですので、経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る消費税等仕入控除税額については 0 円で申請いたします。

なお、消費税等仕入控除税額の確定により、特定収入割合が 5 % 以内となった場合は、中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第 15 条により補助金に係る消費税等仕入控除税額を協議会に返還いたします。

記

1. 対象期間：自 平成 年 月 日 } 事業年度  
至 平成 年 月 日 }

2. 特定収入割合計算式（見込み）：

（注）当届出書の内容が該当する事業とは、以下の場合が考えられます。

- ・地方公共団体が特別会計を設けて事業を実施し、課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1 千万円を超える場合で、特定収入割合が 5 % 超となる場合等

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を、中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

## 新技術の導入に関する内容説明書

項 目	記 載 内 容
申 請 者 名	
補助事業の名称	
新 技 術 の 名 称	
新 技 術 の 概 要	<p>① 当該新技術の概要及び導入した目的            (補助事業のどの範囲に、どのような目的で新技術を導入したのか。導入に至った経緯・背景を踏まえて説明して下さい。)</p>
新技術の具体的内容	<p>① 新技術の特徴            (どのような特徴を有する新技術であるのか説明して下さい。)</p> <p>② 当該技術の新規性            (当該技術を新技術と考える理由。在来技術と比較することでその新規性を説明して下さい。)</p> <p>③ 新技術を導入する補助事業対象範囲            (補助事業のうち新技術を導入する範囲を、関連図面を用いて詳細に説明して下さい。)</p>

- (注) 1. 当該新技術に関する補足説明資料があれば添付して下さい。  
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判。

## 新 技 術 評 価 書

評価項目	評価方法
当該技術の新規性	在来の類似技術と比較することで、当該技術の新規性を定性的に評価して下さい。
経 済 性	<p>当該新技術を導入することで経済効果が認められる場合、在来技術を用いた場合と比較して、下記のケースに当てはめて、その経済効果を定量的に評価して下さい。</p> <p>また、下記のケースに当てはまらない経済効果が認められる場合、その効果ができるだけ定量的に評価して下さい。</p> <p>① 建設に係るコストダウン（新技術導入対象範囲内）            在来技術による建設費用（<math>C_0</math>）            新技術による建設費用（<math>C_1</math>）  <math>C_0 - C_1</math> 及び <math>C_1 / C_0</math></p> <p>② 維持管理に係るコストダウン            在来技術を用いた場合の維持管理費用（<math>C_0</math>）            新技術を導入した場合の維持管理費用（<math>C_1</math>）  <math>C_0 - C_1</math> 及び <math>C_1 / C_0</math></p> <p>③ 年間増分電力量の効果            在来技術を用いた場合の年間発電電力量 [kWh] （A）            新技術を導入した場合の年間発電電力量 [kWh] （B）  <math>B / A</math></p>
工 期 の 短 縮	<p>当該新技術を導入することで全体工期が短縮される場合、在来技術を用いた場合と比較して、どの程度全体工期が短縮されるかを定量的に評価して下さい。</p> <p>在来技術を用いた場合の全体工期 （A）            新技術を導入した場合の全体工期 （B）  <math>B / A</math> の値で評価</p>
安全性の寄与度	<p>当該新技術を導入することで安全性の向上が認められる場合、在来技術を用いた場合と比較して、できるだけ具体的に（定性的に）評価して下さい。</p> <p>（建設時、保守管理時等に分けて評価して下さい。）</p>
環境負荷の低減度	<p>当該新技術を導入することで周辺への環境負荷低減効果が期待できる場合、在来技術を用いた場合と比較して、できるだけ具体的に（定性的に）評価して下さい。</p> <p>例えば、土地の改変、河川水質、水生生物等への影響について評価して下さい。</p> <p>（建設時、運転時、解体時等に分けて評価して下さい。）</p>
汎 用 性	<p>当該新技術の汎用性が認められる場合、その汎用性をできるだけ具体的に（定性的に）評価すること。例えば、当該新技術が高度な（特殊な）技術を必要とするのか、現場状況（地形・地質）に左右され易いのか等を考慮に入れて評価する。</p>
普 及 性	<p>当該新技術の普及性が認められる場合、その普及性をできるだけ具体的に（定性的に）評価して下さい。例えば、当該新技術を活用できる対象地点がどの程度存在するかという視点等から、その普及性を評価して下さい。</p>
そ の 他	<p>その他、当該新技術を導入することにより得られるメリットがあれば、記載して下さい。（施工性、耐久性、保守管理の利便性等の視点から。）</p>

(注) 1. それぞれの評価項目に関し、根拠となる資料を添付して下さい。  
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判。

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 ○○ ○○ 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）に係る補助率10分の1割増の

特例措置に関する申請について

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付規程第4条第1項の規定に基づき、経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助率10分の1割増の特例措置の適用を申請します。

（注）補助率10分の1割増の特例措置を申請しようとする者にあつては、次ページの「特例措置適用関係資料」を添付して下さい。

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を、中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

# 特例措置適用関係資料

《適用要件》 経済性が著しく低い事業

(1) 発電所の計画概要

- ・ 計画概要
- ・ 計画位置図
- ・ 全体平面図
- ・ 計画緒元
- ・ ダムの概要等

(2) 建設単価計算書

- ・ 可能発生電力量
- ・ 建設総事業費
- ・ kWhあたりの建設単価

(3) 可能発電電力量算定計算書

(4) 建設総事業費明細書

(5) 地方公共団体の建設促進要望書等

文例 1

**【交付決定前に交付申請者が変更になった場合の届出書】**

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 ○○ ○○ 殿

申請者	住 所	
	名 称	
	代表者等名	印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付申請に係る  
申請者名の変更について

平成 年 月 日付け 号をもって交付申請を行った経済産業省からの  
中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事  
業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業については、下記の  
理由により申請者名を変更しましたので報告します。

記

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2. 変更内容

(1) 旧申請者

○○ 県 ○○ 市 ○○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号  
○○ 市長 ○○ ○○

(2) 新申請者

○○ 県 △△ 市 △△ 町 ▽ 丁目 ▽ 番 ▽ 号  
△△ 市長 △△ △△

なお、上記以外については、平成 年 月 日付け 号もっ  
て提出した中小水力発電開発費補助金交付申請書記載のとおりで  
あり、変更はありません。

3. 変更理由

○○ 市は、平成 年 月 日をもって□□市と合併し、  
△△ 市となったため。

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事  
業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開  
発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を、中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付する  
ものです。

文例 2

**【交付決定前に交付申請者の代表者が変更になった場合の届出書】**

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 ○○ ○○ 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）交付申請に係る  
交付申請書の代表者名の変更について

平成 年 月 日付け 号をもって交付申請を行った経済産業省  
からの中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び  
地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業  
については、下記の理由により交付申請者の代表者名を変更しましたの  
で報告します。

記

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2. 変更内容

(1) 旧代表者

○○ 市長 ○○ ○○

(2) 新代表者

○○ 市長 △△ △△

3. 変更理由

平成 年 月 日付け選挙に伴う、市長改選のため

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を、中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

文例 3

【**交付決定後に**補助事業者の代表者が変更になった場合の届出書】

番  
平成 年 月 日 号

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 ○○ ○○ 殿

申請者	住 所	
	名 称	
	代表者等名	印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）に係る  
補助事業者の代表者名の変更について

平成 年 月 日付け第 号をもって交付申請を行った経済産業省からの中  
中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交  
付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業については、下記の理由により  
補助事業者の代表者を変更しましたので報告します。

記

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2. 変更内容

(1) 旧代表者

○○ 市長 ○○ ○○

(2) 新代表者

○○ 市長 △△ △△

3. 変更理由

平成 年 月 日付け選挙に伴う、市長改選のため

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を、中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。



## 補助事業における利益排除等について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

### 記

#### i. 利益等排除の対象となる調達先（添付資料参照）

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）、（２）、（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を經由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１） 補助事業者自身
- （２） 100%同一の資本に属するグループ企業
- （３） 補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

#### ii 利益等排除の方法

##### （１） 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価または当該工事の工事原価をいいます。

**補助対象額＝製造原価（または工事原価）**

##### （２） 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内（または当該工事の工事原価以内）であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売り上げ総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第 2 位を切り上げて計算します。

**補助対象額＝調達先の製造原価（または工事原価）**

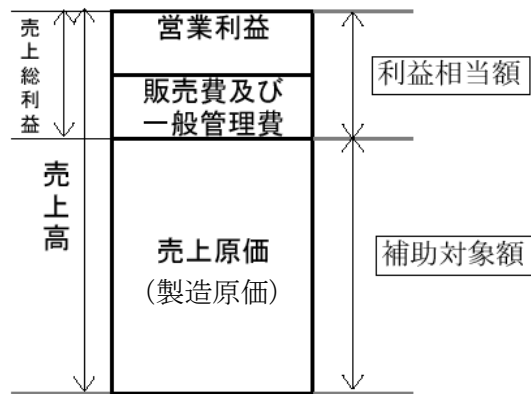
※販売費は発生しないものとする

これによりがたい場合

**補助対象額＝取引価格－調達先の利益相当額**

調達先の利益相当額＝取引価格×売上総利益率

売上総利益率＝売上総利益／売上高（直近年度の損益計算書による）



(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価（または当該工事の工事原価）と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

**補助対象額＝製造原価＋販売費及び一般管理費**

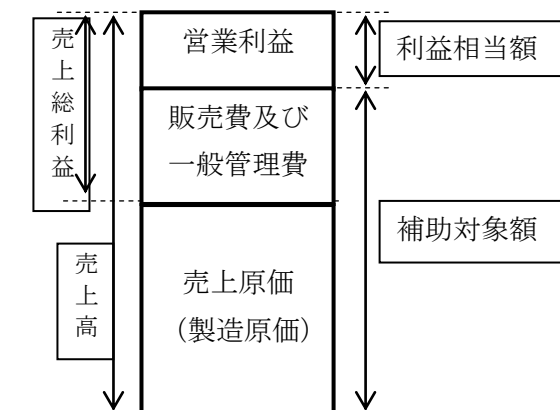
これによりがたい場合

補助対象額＝取引価格－利益相当額

利益相当額＝取引価格×営業利益率

営業利益率＝営業利益／売上高

（直近年度の損益計算書による）



注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただくとともに、またその根拠となる資料（利益排除計算書、原価証明書等）も提出していただきます。

なお、(2) 及び (3) が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこのかぎりではありません。

**<連結財務諸表原則>**

○親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含まなければならない。  
(支配が一時的である会社は連結の範囲に含めない。)



連結会社相互間の投資と資本及び債務と債権を相殺消去等の処理を行う。

○非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法を適用しなければならない。



持分法とは、投資会社が被投資会社の純資産及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資額を連結決算日ごとに修正する方法。

**財務諸表等規則第8条における定義**

**子会社**

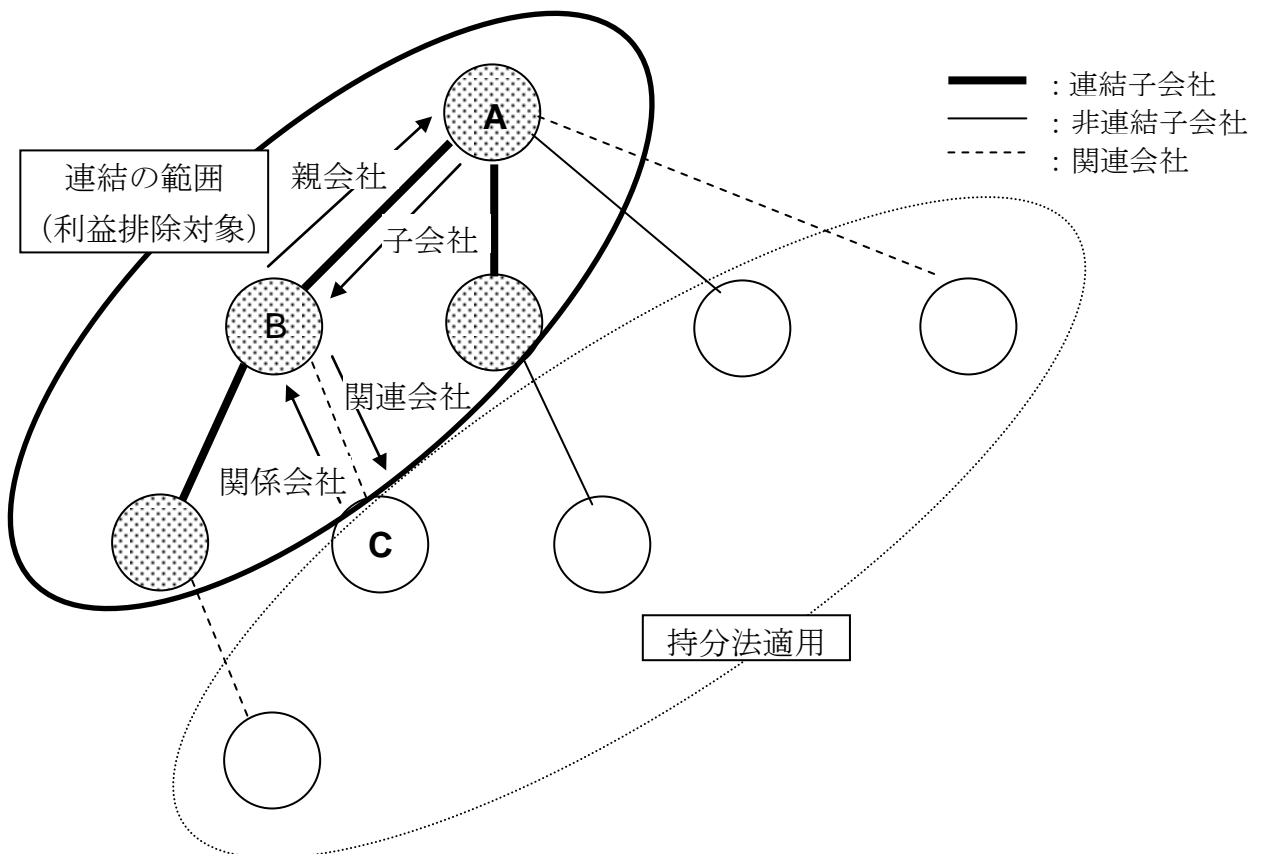
- ① 決権の過半数を実質的に所有している。
- ② 議決権の40～50%を所有し、かつ、役員のパ遣、契約、融資等で意思決定機関を支配している。

**関連会社**

- ① 決権の20%以上を所有している。
- ② 議決権の15～20%を所有し、かつ、役員のパ遣、融資、技術供与、取引等で重要な影響を与えることができる。

**関係会社**

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 関連会社
- ④ 該会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社



## 公募締切日及び連絡先

<公募締切日>

平成26年 5月22日(木) 17:00【協議会 必着】

<提出資料及び部数> 交付申請書、実施計画書、その他審査に必要な書類  
(正、副各1部)

<提出先> 〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目13番2号  
イムーブル・コジマ2階  
一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
事務局 業務第三グループ グループ長 永野あて

<提出方法> 持参または郵送等  
※ 持参の場合は2階「案内」で受付を行い、その指示に従ってください。  
郵送の場合は、電話による受領確認をお願いします。

<問合せ先> 事務局 業務第三グループ  
担当者：永野、鶴谷  
TEL：03-5979-7701  
FAX：03-3984-8006

※ 本事業に対するお問合せは、土日祝日を除く業務時間  
(9:00~12:00、13:00~17:00)の間をお願いします。

**協議会ホームページ** <http://www.nepc.or.jp/>

協議会の中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業）は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力発電開発事業及び地熱発電開発事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を、中小水力発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。